

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 1 月 25 日（金）第3488号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 1
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 5
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 5
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 6
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 6
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 6
- 道路の区域の変更（3件）（道路維持課取扱い） 6
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課取扱い） 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（南薩地域振興局取扱い） 8

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告（商工政策課取扱い） 8
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 9
- 競争入札の参加者の資格に関する公告（管財課取扱い） 9
- 一般競争入札公告（管財課取扱い） 10

告 示

鹿児島県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成31年 1 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市里町里字尾橋川原883番4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第44号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成31年1月25日

鹿児島県知事 三反園訓

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
大山 徹也	大山病院	志布志市志布志町夏井1212-1	内科	平成31年1月16日
西 憲幸	大島郡医師会病院	奄美市名瀬小宿字苗代田3411	脳神経外科	平成31年1月16日
寺崎 寛人	青雲会病院	始良市西餅田3011番地	眼科	平成31年1月16日

鹿児島県告示第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年1月25日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
有限会社白男川薬局	鹿児島市上本町3の17	平成31年1月1日	精神通院医療
新生堂薬局	鹿児島市金生町2番地6号	平成31年1月1日	精神通院医療
セオ薬局ハイム店	鹿児島市鴨池新町28番8号102	平成31年1月1日	精神通院医療
郡元薬局	鹿児島市郡元三丁目1番7号	平成31年1月1日	精神通院医療
新生堂薬局天文館支店	鹿児島市中町3-21	平成31年1月1日	精神通院医療
有限会社天文館薬局	鹿児島市東千石町13-16	平成31年1月1日	精神通院医療
小牧薬局西駅一番街店	鹿児島市中央町24-9	平成31年1月1日	精神通院医療
南日本薬剤センター薬局	鹿児島市谷山中央五丁目15番1号	平成31年1月1日	精神通院医療
タバタ薬局	鹿児島市下伊敷一丁目43番5号	平成31年1月1日	精神通院医療
カミヤ三照堂薬局	鹿児島市西千石町16番6号	平成31年1月1日	精神通院医療
有限会社錦江薬局	鹿児島市光山一丁目1番33号	平成31年1月1日	精神通院医療
鹿児島調剤薬局	鹿児島市桜ヶ丘八丁目26番7号	平成31年1月1日	精神通院医療
有限会社錦江薬局瀬戸堀店	鹿児島市坂之上七丁目3番41号	平成31年1月1日	精神通院医療

鹿児島県薬剤師会薬局	鹿児島市桜ヶ丘八丁目20番7号	平成31年 1月1日	精神通院医療
南日本薬剤センター薬局慈眼寺店	鹿児島市谷山中央五丁目17番5号	平成31年 1月1日	精神通院医療
有限会社健生堂薬局	鹿児島市紫原四丁目26番1号	平成31年 1月1日	精神通院医療
鶴丸調剤薬局紫原店	鹿児島市紫原4-13-19	平成31年 1月1日	精神通院医療
佐々木薬局中山店	鹿児島市中山一丁目13番23号	平成31年 1月1日	精神通院医療
石井薬局株式会社	鹿児島市田上二丁目15番10号	平成31年 1月1日	精神通院医療
コスモス薬局	鹿児島市下伊敷一丁目1-11	平成31年 1月1日	精神通院医療
鶴丸調剤薬局伊敷店	鹿児島市西伊敷一丁目2-13	平成31年 1月1日	精神通院医療
南日本薬剤センター薬局坂之上店	鹿児島市坂之上二丁目14番12号	平成31年 1月1日	精神通院医療
てらわき薬局	鹿児島市甲突町17-2	平成31年 1月1日	精神通院医療
マルノ薬局桜ヶ丘店	鹿児島市桜ヶ丘四丁目15番20号	平成31年 1月1日	精神通院医療
ケンコー堂薬局	鹿児島市宇宿四丁目39番1号	平成31年 1月1日	精神通院医療
西駅調剤薬局	鹿児島市西田一丁目4番7号	平成31年 1月1日	精神通院医療
タバタ薬局伊敷支所店	鹿児島市伊敷五丁目18番6号	平成31年 1月1日	精神通院医療
奥公園前薬局	鹿児島市東谷山六丁目43番22号	平成31年 1月1日	精神通院医療
坂之上調剤薬局	鹿児島市坂之上六丁目6番15号	平成31年 1月1日	精神通院医療
南日本薬剤センター薬局中山店	鹿児島市山田町739番地	平成31年 1月1日	精神通院医療
有限会社谷山薬局きよみ橋店	鹿児島市小松原二丁目35番8号	平成31年 1月1日	精神通院医療
あおば調剤薬局荒田店	鹿児島市下荒田一丁目30番1号	平成31年 1月1日	精神通院医療
こあら薬局	鹿児島市玉里団地三丁目21番14号	平成31年 1月1日	精神通院医療
やまもと薬局伊敷台店	鹿児島市伊敷台二丁目6番26号	平成31年 1月1日	精神通院医療
株式会社キク薬舗キク薬局大学病院前店	鹿児島市桜ヶ丘八丁目20番28号	平成31年 1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年1月25日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
フラワー薬局	鹿児島市郡元二丁目12番10号	平成31年 1月1日	精神通院医療
あおぞら薬局	鹿児島市下荒田三丁目40番18号高良ビル1階	平成31年 1月1日	精神通院医療
つばめ調剤薬局	鹿児島市和田一丁目45番8号	平成31年 1月1日	精神通院医療
かみぞの薬局明和店	鹿児島市明和一丁目26番5号	平成31年 1月1日	精神通院医療
サフラン薬局	鹿児島市永吉二丁目11番2号	平成31年 1月1日	精神通院医療
大明丘薬局	鹿児島市大明丘二丁目22番27号	平成31年 1月1日	精神通院医療
すずらん調剤薬局	鹿児島市下竜尾町6番21号	平成31年 1月1日	精神通院医療
有限会社福元薬局	鹿児島市紫原四丁目33番1号	平成31年 1月1日	精神通院医療
南九州調剤薬局	鹿児島市山下町16番1号	平成31年 1月1日	精神通院医療
あさがお薬局	鹿児島市真砂本町3番95号	平成31年 1月1日	精神通院医療
スター調剤薬局	鹿児島市和田二丁目21番19号	平成31年 1月1日	精神通院医療
有限会社勝恵会第二平和調剤薬局	鹿児島市鴨池一丁目12番32号	平成31年 1月1日	精神通院医療
にかんばし通り薬局	鹿児島市山之口町9番43号	平成31年 1月1日	精神通院医療
かじや町さくら薬局	鹿児島市加治屋町13番3号	平成31年 1月1日	精神通院医療
荒田八幡薬局	鹿児島市下荒田二丁目9番16号	平成31年 1月1日	精神通院医療
ねむの木薬局	鹿児島市山下町9番26号	平成31年 1月1日	精神通院医療
清風薬局	鹿児島市吉野一丁目5番10号	平成31年 1月1日	精神通院医療
喜入薬局	鹿児島市喜入町6029番地4	平成31年 1月1日	精神通院医療
有限会社松元調剤薬局	鹿児島市上谷口町2862	平成31年 1月1日	精神通院医療
小松原薬局	鹿児島市小松原二丁目22番20号	平成31年 1月1日	精神通院医療
エンジェル薬局	鹿児島市吉野町1486-2	平成31年 1月1日	精神通院医療
アトム薬局	鹿児島市下竜尾町2番2号	平成31年 1月1日	精神通院医療
有限会社アルカス調剤薬局	鹿児島市下荒田二丁目7-7	平成31年 1月1日	精神通院医療
とまと薬局	鹿児島市小松原二丁目11番7	平成31年	精神通院医療

	号	1月1日	
松本調剤薬局	鹿児島市住吉町3-18	平成31年 1月1日	精神通院医療
ゆうゆう薬局上町店	鹿児島市下竜尾町1番10号	平成31年 1月1日	精神通院医療
清心薬局	鹿児島市東谷山三丁目25番15号	平成31年 1月1日	精神通院医療
まちだ調剤薬局	鹿児島市下荒田三丁目17番22号	平成31年 1月1日	精神通院医療
武岡調剤薬局	鹿児島市武岡二丁目28番地2	平成31年 1月1日	精神通院医療
わたせ薬局	指宿市十町1382番地6	平成31年 1月1日	精神通院医療
伊集院調剤薬局	日置市伊集院町徳重二丁目7番地1ハイツ中原102号	平成31年 1月1日	精神通院医療
こじか調剤薬局	日置市伊集院町妙円寺二丁目34番地5	平成31年 1月1日	精神通院医療
さのさ調剤薬局	いちき串木野市中尾町75番地	平成31年 1月1日	精神通院医療
城田薬局	伊佐市大口大田1254番地6	平成31年 1月1日	精神通院医療
フロム薬局	霧島市隼人町真孝1013番6	平成31年 1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第47号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成31年1月25日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
南九州市社協訪問介護事業所	南九州市知覧町郡17848番地	社会福祉法人南九州市社会福祉協議会	南九州市川辺町平山6978番地	田之脇 厚	平成30年 12月31日	訪問介護

鹿児島県告示第48号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成31年1月25日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護ステーションこころ	奄美市名瀬浦上町31番地8	株式会社こころ	奄美市名瀬浦上町31番地8	橋口耕太郎	平成30年 12月19日	訪問介護
森園病院通所リハビリテーション	薩摩川内市大小路町19番38号	医療法人松翠会	薩摩川内市大小路町19番38号	川原 裕一	平成31年 1月1日	通所リハビリテーション

鹿児島県告示第49号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成31年 1 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
森園病院通所リハビリテーション	薩摩川内市大小路町19番38号	医療法人松翠会	薩摩川内市大小路町19番38号	川原 裕一	平成31年 1 月 1 日	介護予防通所リハビリテーション

鹿児島県告示第50号

日置市東市来町湯田741番地 久木留秀行及び日置市東市来町伊作田1714番地3 小松三郎からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成31年 1 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 日置市東市来町・日吉町区域（江口漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）第二高山地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年 1 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成31年 1 月 28 日から同年 2 月 25 日まで
- 3 縦覧場所
肝付町役場農業振興課

鹿児島県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年 1 月 25 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 1 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字久慈字	前	7.3~56.7	1,747.6

		ノミマカリ134番1地先から同町大字古志字浦ノ一21番3地先まで	後 後	7.3～56.7 9.7～59.1	1,747.6 974.4
--	--	----------------------------------	--------	----------------------	------------------

鹿児島県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年1月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月25日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
国道	270号	南さつま市金峰町宮崎字町屋敷2952番1地先から2952番5地先まで	前 後	12.9～19.9 14.8～19.9	34.6 34.6

鹿児島県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年1月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月25日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	270号	南さつま市金峰町宮崎字町屋敷2952番1地先から2952番5地先まで	平成31年1月25日

鹿児島県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年1月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月25日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	岩本開聞線	指宿市岩本字麓3019番9地先から3024番1地先まで	前 後	16.5～21.0 21.0～25.0	40.0 40.0

鹿児島県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年1月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月25日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	岩本開聞線	指宿市岩本字麓3019番9地先から3024番1地先まで	平成31年 1月25日

南薩地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成31年 1 月 25 日

南薩地域振興局長 五田嘉博

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
南九州市社協障害者居宅介護事業所	南九州市知覧町郡17848番地	社会福祉法人南九州市社会福祉協議会	南九州市川辺町平山6978番地	田之脇 厚	平成30年 12月31日	居宅介護 ・重度訪問介護

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成31年1月25日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成31年1月25日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成31年 1 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス枕崎桜木店
枕崎市桜木町204番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年 9 月 16 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,540平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

- 建物敷地内 60台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 16台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 50平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 10立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前9時
イ 閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 建物敷地東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成31年1月15日
-

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年1月25日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿屋市笠之原町2034番1、2035番1、2054番3、2056番、2057番1、2057番2、2060番1、2061番1の一部、2061番2の一部、2061番6の一部、2062番の一部、2063番1、2074番2の一部、2075番2、2128番1の一部、2129番1、2130番、2131番、2132番、2133番、2134番、2135番、2136番の一部、2137番の一部、2138番、2139番の一部、2148番、2149番、2150番、2151番、2152番、2153番、2155番、2157番、2158番1、2159番1、2160番1、2161番の一部、2163番1、2034番1地先里道の一部、2133番地先里道及び2152番地先里道の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
新潟市南区清水4501番地1
株式会社コメリ
代表取締役 捧雄一郎
-

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成31年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成31年1月25日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 調達をする物品等の種類
物品の購入（紙・文房具・事務用機器類）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法，時期等
- 競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
平成31年1月25日から同年2月7日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
 - (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
 - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から平成32年9月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。
-

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成31年1月25日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量
複写機用再生紙（A4判） 9式（詳細は、入札説明書による。）
 - (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 所定の複写機用再生紙製品仕様書を平成31年2月25日午後5時までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した複写機用再生紙製品仕様書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

- (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

- (3) 申請書類の受付期間

平成31年1月25日から同年2月7日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、複写機用再生紙（A4判）1箱（2,500枚入り）当たりの単価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

- (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

- (4) 入札書の提出期限

平成31年3月8日午前9時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年3月8日午前11時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）会議室8-出-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成31年2月22日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額に調達予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額に調達予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Plain recycled photocopier paper,A4size,9sets

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

9:00 a.m. 8 March 2019

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643